三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中ノ原四一五六の一・四一五六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び相良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年九月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

砂沢

二　砂防法第二条の土地の表示

静岡県富士市大渕の区域内の土地のうち、次の一点から三点までを順次結んだ線、三点と四点を平成二十五年国土交通省告示第千三百二号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、四点から十二点までを順次結んだ線及び一点と十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°15′09.3466″	138°42′34.4239″
2	35°15′11.2032″	138°42′30.3315″
3	35°15′13.2195″	138°42′28.7052″
4	35°15′22.4873″	138°42′34.5542″
5	35°15′31.8550″	138°42′36.5374″
6	35°15′33.3512″	138°42′43.0592″
7	35°15′30.1425″	138°42′48.8825″
8	35°15′22.0875″	138°42′48.8960″
9	35°15′17.0158″	138°42′43.7093″
10	35°15′10.7576″	138°42′43.4598″
11	35°15′08.2792″	138°42′42.4328″
12	35°15′08.1742″	138°42′37.7621″

○国土交通省告示第千百五十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年八月二十五日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第F－836号	仕切り隔壁（B15級）	JMC－2BULKHEAD 50H	シンコウ株式会社	東京都品川区東品川四丁目10番13号プライム東品川ビル1階

○防衛省告示第二百三十五号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和八年九月十四日

防衛大臣　小泉進次郎

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1)　北緯三四度二〇分四〇秒　東経一三九度二〇分五〇秒 (2)　北緯三四度〇七分三五秒　東経一三九度二二分三〇秒 (3)　北緯三四度〇七分三〇秒　東経一三九度二一分四四秒 (4)　北緯三四度〇六分四八秒　東経一三九度一三分二九秒 (5)　北緯三四度一四分一二秒　東経一三九度一四分四九秒 (6)　北緯三四度二〇分一八秒　東経一三九度一五分一三秒 (7)　北緯三四度二〇分二四秒　東経一三九度一六分五四秒	令和八年九月二十八日から同年十一月二十六日までの間、毎日午前五時三十分から午後五時まで	全ての漁船の操業を禁止

○東北地方整備局告示第九十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月十四日

東北地方整備局長　小島　優

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長キロメートル

仙台市青葉区上愛子字白沢八番二五から同市青葉区上愛子字道半五二番四まで　後　一三・八二〇～五〇・〇八　一三・八二〇～五〇・〇八　〇〇・三一〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月十四日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長キロメートル

成田市川上二四五番一〇〇五から同市川上二四五番三六六まで　前　七四・四二～一二四・三五　〇〇・四四一

千葉県香取郡多古町間倉字五井台四七二番一から同町間倉字金堀四七三番二まで　後　七四・四二～一五四・五二　〇〇・四四一

前　七三・四八～一〇八・一二　〇〇・〇五二

後　八九・八九～一三二・三二　〇〇・〇五二

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所